

167
東相制第 14-0001 号
平成 26 年 4 月 4 日

総務大臣
新藤 義孝 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくくにしんじゅくさんちようめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしゃ

東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅之

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

接続約款変更認可申請書の補正について

平成26年1月21日付け東相制第13-0105号をもって提出しました接続約款変更認可申請書を下記のとおり補正しますので、よろしく取り計らい願います。

記

補正事項

別紙のとおりであります。

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

別紙 東相制第13-105号（平成26年1月21日）の補正内容

旧						新								
料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 2 料金額 2-1 端末回線伝送機能 2-1-1 基本額 2-1-1-1 基本料						料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 2 料金額 2-1 端末回線伝送機能 2-1-1 基本額 2-1-1-1 基本料								
月額						月額								
区分		単位	料金額	備考		区分		単位	料金額	備考				
(1)~(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(1)~(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
(3) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	ア~ウ (略) エ 2 芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	5,998円	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
				②(略)	(略)	(略)								
				③(略)	(略)	(略)								
			(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	5,998円	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
				②(略)	(略)	(略)								
				③(略)	(略)	(略)								
		(7)(4)以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	6,178円	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
			②(略)	(略)	(略)									
			③(略)	(略)	(略)									
		(3) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	ア~ウ (略) エ 2 芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	6,002円	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
						②(略)	(略)	(略)						
						③(略)	(略)	(略)						
(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金				1 回線ごとに	6,002円	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	②(略)				(略)	(略)								
	③(略)				(略)	(略)								
(7)(4)以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金			1 回線ごとに	6,182円	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	②(略)			(略)	(略)									
	③(略)			(略)	(略)									

(4)～ (4)-2 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(5) 端末 回線伝 送機能 (第5 条(標 準的な 接続箇 所)第 1項の 表中第 2-3 欄で接 続する 場合)	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
	イ 端末回線により伝送を行 う機能(1.536Mbit/sの符号 伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別 がタイプ1-1 のもの	1回線ごと に	<u>4,388円</u>	—			
(イ) 保守の区別 がタイプ1-2 のもの		1回線ごと に	<u>4,388円</u>					
(6) 端 末回線 伝送機 能(第5 条(標 準的な 接続箇 所)第 1項の 表中第 1-3 欄で接 続する 場合)	ア 光 信号 端末 回線 (光回 局外 スプリ ッタを 含ま ない もの に限 りま す。)に より1 芯に て伝 送を 行う 機能	(7) 光回 線設備 接続モ ジュール (光回 線設備 を成端 装置 であ って、配 線盤に 設置す るもの をい ます。以 下同じ としま す。)に おいて フィル タ(保守 利用を	① 保 守の 区別 がタ イプ 1-1 の もの	A 平成26年4月1 日から平成27年 3月31日まで適 用する料金	1回線ごと に	<u>2,999円</u>	—	
				B(略)	(略)	(略)		
				C(略)	(略)	(略)		
				② 保 守の 区別 がタ イプ 1-2 の もの	A 平成26年4月1 日から平成27年 3月31日まで適 用する料金	1回線ごと に		<u>2,999円</u>
					B(略)	(略)		(略)
					C(略)	(略)		(略)

(4)～ (4)-2 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(5) 端末 回線伝 送機能 (第5 条(標 準的な 接続箇 所)第 1項の 表中第 2-3 欄で接 続する 場合)	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
	イ 端末回線により伝送を行 う機能(1.536Mbit/sの符号 伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別 がタイプ1-1 のもの	1回線ごと に	<u>4,367円</u>	—			
(イ) 保守の区別 がタイプ1-2 のもの		1回線ごと に	<u>4,367円</u>					
(6) 端 末回線 伝送機 能(第5 条(標 準的な 接続箇 所)第 1項の 表中第 1-3 欄で接 続する 場合)	ア 光 信号 端末 回線 (光回 局外 スプリ ッタを 含ま ない もの に限 りま す。)に より1 芯に て伝 送を 行う 機能	(7) 光回 線設備 接続モ ジュール (光回 線設備 を成端 装置 であ って、配 線盤に 設置す るもの をい ます。以 下同じ としま す。)に おいて フィル タ(保守 利用を	① 保 守の 区別 がタ イプ 1-1 の もの	A 平成26年4月1 日から平成27年 3月31日まで適 用する料金	1回線ごと に	<u>3,001円</u>	—	
				B(略)	(略)	(略)		
				C(略)	(略)	(略)		
				② 保 守の 区別 がタ イプ 1-2 の もの	A 平成26年4月1 日から平成27年 3月31日まで適 用する料金	1回線ごと に		<u>3,001円</u>
					B(略)	(略)		(略)
					C(略)	(略)		(略)

		<p>目的として光信号の一部の帯域制限をいいます。以下同じとします。)を利用する場合</p>	<p>③ ① ②以外のもの</p>	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,089円
				B(略)	(略)	(略)
				C(略)	(略)	(略)
		(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてファイタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,999円
				B(略)	(略)	(略)
				C(略)	(略)	(略)
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,999円
				B(略)	(略)	(略)
				C(略)	(略)	(略)
③ ① ②以外のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,089円			
	B(略)	(略)	(略)			
	C(略)	(略)	(略)			

		<p>目的として光信号の一部の帯域制限をいいます。以下同じとします。)を利用する場合</p>	<p>③ ① ②以外のもの</p>	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,091円
				B(略)	(略)	(略)
				C(略)	(略)	(略)
		(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてファイタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,001円
				B(略)	(略)	(略)
				C(略)	(略)	(略)
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,001円
				B(略)	(略)	(略)
				C(略)	(略)	(略)
③ ① ②以外のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金		1回線ごとに	3,091円		
	B(略)		(略)	(略)		
	C(略)		(略)	(略)		

イ 光信号主端末回線（光局外スプリッタを含むものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区分がタイプ1-1のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	<u>2,809円</u>	—		
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	<u>2,783円</u>			
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	<u>2,756円</u>			
	(イ) 保守の区分がタイプ1-2のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	<u>2,809円</u>			
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	<u>2,783円</u>			
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	<u>2,756円</u>			
	(ウ) (7) (イ) 以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	<u>2,889円</u>			
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	<u>2,862円</u>			
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	<u>2,834円</u>			
	(7) (略)	(略)	(略)	(略)		(略)	
	(8) 端末回線伝送機能（第5条（標準的	端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置に限ります。）及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに		<u>6,299円</u>	—
			6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに		<u>8,609円</u>	
9Mbit/sの符号伝送が可能なもの			1回線ごとに	<u>9,449円</u>			
12Mbit/sの符号伝送が可能なもの			1回線ごとに	<u>10,289円</u>			

イ 光信号主端末回線（光局外スプリッタを含むものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区分がタイプ1-1のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	<u>2,808円</u>	—		
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	<u>2,781円</u>			
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	<u>2,755円</u>			
	(イ) 保守の区分がタイプ1-2のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	<u>2,808円</u>			
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	<u>2,781円</u>			
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	<u>2,755円</u>			
	(ウ) (7) (イ) 以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	<u>2,888円</u>			
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	<u>2,860円</u>			
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	<u>2,833円</u>			
	(7) (略)	(略)	(略)	(略)		(略)	
	(8) 端末回線伝送機能（第5条（標準的	端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置に限ります。）及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに		<u>6,301円</u>	—
			6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに		<u>8,611円</u>	
9Mbit/sの符号伝送が可能なもの			1回線ごとに	<u>9,451円</u>			
12Mbit/sの符号伝送が可能なもの			1回線ごとに	<u>10,291円</u>			

な接続箇所) 第1項の表中第5-2欄で接続する場合)	15Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	<u>11,129 円</u>	—
	18Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	<u>11,969 円</u>	
	21Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	<u>12,809 円</u>	
	24Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	<u>13,649 円</u>	
	27Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	<u>14,489 円</u>	
	30Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	<u>15,399 円</u>	
	33Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	<u>16,239 円</u>	
	36Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	<u>17,079 円</u>	
	39Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	<u>17,919 円</u>	
	42Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	<u>18,759 円</u>	

な接続箇所) 第1項の表中第5-2欄で接続する場合)	15Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	<u>11,131 円</u>	
	18Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	<u>11,971 円</u>	
	21Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	<u>12,811 円</u>	
	24Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	<u>13,651 円</u>	
	27Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	<u>14,491 円</u>	
	30Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	<u>15,401 円</u>	
	33Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	<u>16,241 円</u>	
	36Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	<u>17,081 円</u>	
	39Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	<u>17,921 円</u>	
	42Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	<u>18,761 円</u>	

2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

月額

区 分			単 位	料金額	備考
端末回線 伝送機能 (第5条 (標準的 な接続箇 所)第1 項の表中 第1-3 欄で接続 する場 合)	光信号主端末 回線(光局外ス プリッタを含 むものに限り 1芯にて伝送 を行う機能	ア 保 守の区 別がタ イプ1 -1の もの	(7) (略)	(略)	(略)
			(イ) (略)	(略)	(略)
			(ウ) 平成28 年4月1 日以降に 適用する 料金	1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(7)③欄に規 定する料金額に、 503円を加算した料 金額
		イ 保 守の 区別 がタ イプ 1- 1	(7) (略)	(略)	(略)
			(イ) (略)	(略)	(略)

2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

月額

区 分			単 位	料金額	備考
端末回線 伝送機能 (第5条 (標準的 な接続箇 所)第1 項の表中 第1-3 欄で接続 する場 合)	光信号主端末 回線(光局外ス プリッタを含 むものに限り ます。)に より1芯にて 伝送を行う機 能	ア 保 守の区 別がタ イプ1 -1の もの	(7) (略)	(略)	(略)
			(イ) (略)	(略)	(略)
			(ウ) 平成28 年4月1 日以降に 適用する 料金	1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(7)③欄に規 定する料金額に、 502円を加算した料 金額
		イ 保 守の 区別 がタ イプ 1- 2	(7) (略)	(略)	(略)
			(イ) (略)	(略)	(略)

		2のもの	(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)③欄に規定する料金額に、 <u>503円</u> を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる <u>503円</u> のうち、 <u>492円</u> にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		ウアイ以外のもの	(7) (略)	(略)	(略)	(略)
	(イ) (略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)③欄に規定する料金額に、 <u>518円</u> を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる <u>518円</u> のうち、 <u>506円</u> にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

		のもの	(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)③欄に規定する料金額に、 <u>502円</u> を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる <u>502円</u> のうち、 <u>491円</u> にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		ウアイ以外のもの	(7) (略)	(略)	(略)	(略)
	(イ) (略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)③欄に規定する料金額に、 <u>517円</u> を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる <u>517円</u> のうち、 <u>505円</u> にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

2-1-1-2 加算料

				月額		
区分		単位	料金額	備考		
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア (略)		(略)	(略)	(略)	
	イ 1 芯式のもの	(7) (略)	(略)	(略)	(略)	
		(4) 2-1-1-1 第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	160 円	
		② (略)	(略)	(略)	(略)	
		③ (略)	(略)	(略)	(略)	
	ウ 2 芯式のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	320 円		
		② (略)	(略)	(略)	(略)	
		③ (略)	(略)	(略)	(略)	

2-1-1-2 加算料

				月額		
区分		単位	料金額	備考		
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア (略)		(略)	(略)	(略)	
	イ 1 芯式のもの	(7) (略)	(略)	(略)	(略)	
		(4) 2-1-1-1 第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	158 円	
		② (略)	(略)	(略)	(略)	
		③ (略)	(略)	(略)	(略)	
	ウ 2 芯式のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	316 円		
		② (略)	(略)	(略)	(略)	
		③ (略)	(略)	(略)	(略)	

(2) 2-1-1-1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線 (主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの	① 保守の 区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	272円	72円		
			② 保守の 区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	272円	72円		
			③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	280円	74円		
			(イ) 当社の光屋内配線 (主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	275円	72円
					B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	275円	72円
					C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	283円	74円
	② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	272円	72円			
		B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	272円	72円			
		C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	280円	74円			

(2) 2-1-1-1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線 (主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの	① 保守の 区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	271円	71円		
			② 保守の 区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	271円	71円		
			③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	279円	73円		
			(イ) 当社の光屋内配線 (主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	274円	71円
					B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	274円	71円
					C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	282円	73円
	② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	271円	71円			
		B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	271円	71円			
		C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	279円	73円			

イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>2,809円</u>
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>2,783円</u>
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>2,756円</u>
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>2,809円</u>
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>2,783円</u>
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>2,756円</u>
	(ウ) (7)(イ)以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>2,889円</u>
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>2,862円</u>
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>2,834円</u>

イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>2,808円</u>
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>2,781円</u>
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>2,755円</u>
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>2,808円</u>
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>2,781円</u>
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>2,755円</u>
	(ウ) (7)(イ)以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>2,888円</u>
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>2,860円</u>
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>2,833円</u>

2-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

区 分		単 位	料金額	備考	
2-1-1-1第2欄ウに規定する機能に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) (略)	(略)	(略)	
		(イ) (略)	(略)	(略)	
		(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)③欄に規定する料金額に、503円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる503円のうち、492円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) (略)	(略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)	(略)
		(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)③欄に規定する料金額に、503円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる503円のうち、492円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

月額

2-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

区 分		単 位	料金額	備考	
2-1-1-1第2欄ウに規定する機能に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) (略)	(略)	(略)	
		(イ) (略)	(略)	(略)	
		(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)③欄に規定する料金額に、502円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる502円のうち、491円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) (略)	(略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)	(略)
		(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)③欄に規定する料金額に、502円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる502円のうち、491円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

月額

	ウ アイ 以外の もの	(7) (略)	(略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)	(略)
		(ウ) 平成 28年4 月1日 以降に 適用す る料金	1 光信号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)③欄 に規定する料金 額に、518円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 518円のうち、506円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。

	ウ アイ 以外の もの	(7) (略)	(略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)	(略)
		(ウ) 平成 28年4 月1日 以降に 適用す る料金	1 光信号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-1 第 6欄イ(ウ)③欄に規 定する料金額に、 517円を加算した料 金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 517円のうち、505円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。

附 則（平成22年7月30日東相制第10-56号）

（実施時期）

1 （略）

（経過措置）

2 （略）

（1）- 1 端末回線伝送機能 （基本料）

区 分				単位	料金額	月額備考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	4芯式のもの	ア 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	12,356円	—
			イ(略)	(略)	(略)	
			ウ(略)	(略)	(略)	

（1）- 2 端末回線伝送機能 （加算料）

区 分			単位	料金額	月額備考
専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	4芯式のもの	ア 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	640円	—
		イ(略)	(略)	(略)	
		ウ(略)	(略)	(略)	

附 則

（実施時期）

1 この改正規定は、認可を受けた後、平成26年4月1日から実施します。

2～5 （略）

附 則（平成22年7月30日東相制第10-56号）

（実施時期）

1 （略）

（経過措置）

2 （略）

（1）- 1 端末回線伝送機能 （基本料）

区 分				単位	料金額	月額備考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	4芯式のもの	ア 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	12,364円	—
			イ(略)	(略)	(略)	
			ウ(略)	(略)	(略)	

（1）- 2 端末回線伝送機能 （加算料）

区 分			単位	料金額	月額備考
専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	4芯式のもの	ア 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	632円	—
		イ(略)	(略)	(略)	
		ウ(略)	(略)	(略)	

附 則

（実施時期）

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施し、平成26年4月1日に遡って適用します。

2～5 （略）